

慰労金の手続きの流れ(個人から支給する場合等) ※8/27更新

「申請」→「支給」のおおよその流れは、次のとおりです。

順番	内容	備考
1	<p>【個人から支給を申請する場合等】</p> <p>①現在、退職している場合 →令和2年3月6日～令和2年6月30日まで、支給対象施設に10日間以上勤務等の要件を満たす場合は、<u>当該機関から、まとめて申請して貰ってください。</u> 何らかの事情で出来ない場合は、②以下に続きます。</p> <p>②何らかの事情で、個人で申請する場合 <u>※個人で申請する場合、申請書裏面の「本人確認書類 写し貼り付け」及び「振込先金融機関口座確認書類 写し貼り付け」も必ず必要です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の様式をダウンロード ・申請書等に記載(振込先の口座情報を始め、項目はすべて記載してください。 ※申請書等の内容確認のため連絡する場合がありますので、メールアドレスが無い方以外は、必ずメールアドレスも記載してください。 (電話は、出られない等が多いためです) ・申請書、就労証明を秋田県健康福祉部福祉政策課に送付。 	個人で申請する皆さんが行ってください。
2	<p>【申請書の送付】 県が受け付けますので、秋田県健康福祉部福祉政策課宛にメール又は郵送してください。(なるべくメールをお願いします。)</p> <p>mail:welfare@pref.akita.lg.jp 住所:〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1 秋田県健康福祉部福祉政策課</p>	
3	<p>【申請書等の審査】 申請書等を審査し、交付の可否を決定します。</p> <p>①交付可の場合は、次項【交付決定通知】に進みます。</p> <p>②交付の可否判断前に確認したいことがある場合は、申請者に内容を確認し、場合によっては申請書等の修正等をお願いします。</p>	秋田県が行います。 (作業の一部は、守秘義務を定めた契約を締結した事業者 に委託します)
4	<p>【交付決定通知】 申請者に対し、交付決定通知を送付します。</p>	
5	<p>【申請者の口座に慰労金が入金】 申請月の翌々月末に振り込む予定ですが、申請が集中した場合や、確認したい事項等がある場合は、遅れる場合があることをご理解ください。</p>	